

# 第92回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成26年10月15日(水)  
午後2時～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 14名

会長 久保田 尚

副会長 村 上 美奈子

委 員 伊 藤 伍 朗 杉 浦 浩 北 原 理 雄  
戸 枝 大 幸 花 見 隆 坂 口 勝 也  
榎 本 はじめ 小田切 和 信 鈴 木 將 雄  
齋 藤 邦 彦 尾 花 秀 雄 齊 藤 正 美

◇ 欠席委員 4名

委 員 椿 くにじ 丸 山 良 男 市 川 智 彦  
新 井 進

## 1. 開 会

(まちづくり部長)

ただ今から第92回東京都北区都市計画審議会を開催する。

## 2. 委員等の紹介

—事務局から、委員及び事務局職員を紹介する—

## 3. 出席委員数の報告

—事務局から、18名の委員のうち、16名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する—

## 4. 資料の確認

—事務局から、資料の確認を行う—

(まちづくり部長)

それでは、ここから先の議事進行については、会長にお願いしたいと思う。

## 5. 議 事

(会長)

改めてご挨拶申し上げます。2週続けて台風がやってくるという経験をしたばかりで、やはり水害など、防災に関する認識が改めて高まったような今シーズンだったと思う。まだシーズンが終わっていないので、まだまだ警戒が必要かと思うが、都市計画の観点からも、防災というのは非常に重みを増しているところであるので、今日もそういう関係の議題があるようだが、全議題に関して、いつもながら活発なご議論をいただきたいと思う。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど事務局から報告があったように、会議が有効に成立しているということなので、始めたいと思う。

—会長から、会長と委員を議事録署名人とする発言がある—

(会長)

次に会議の公開についてお諮りする。この会議は原則公開ということになっているので、傍聴のご希望があればお入りいただきたい。

(傍聴人入室)

(会長)

それでは議題に入る。諮問事項が2件、報告事項が1件ある。まず、第219号議案「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」という議題を扱いたいと思う。まず事務局から説明をお願いしたい。

(まちづくり部参事)

※第219号議案「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の説明を行う。

(会長)

それではただ今の説明に、何かご意見、ご質問があればお願いしたい。

(委員)

東京都のいわゆる区域マスに対する意見だが、この原案自体は区に直接的に響くような制度で書かれているかということ、ざっくりしたもので、これで良い悪いという判断はつかないのだが、区の方の考え方と全く正反対に書かれているなら、異論を唱えないといけないと思うが、そういうわけでもないと思うので、これでいいのではないかなと私は思っている。ただ、前の計画を作った後、かなり世の中が激変している。区域マスを東京都が前回改定した時に、肝心の区のマスタープランが、その6年後に改定されている。なので、そういう意味で、区のマスタープランにどうやって反映させていくか、考え方とスケジュールを少し早めに議論する必要があると思うが、その辺の考えを聞かせていただきたい。

(まちづくり部参事)

ご案内のように、ビジョンそして区域マスタープラン、そしてそれに整合を図りながら北区の都市計画マスタープランを2010年に改定した。概ね10年の中で、改定をし、20年をマスタープランの将来像として見込んでいるというところで、現在の段階は5年目の節目の点検をする時期という形で位置づけている。従って、今回区域マスタープランの変更、そしてこれからご説明申し上げる防災整備再開発方針、これらのことを踏まえて、北区のマスタープランの今後の改定についての研究をしてまいりたいと考えている。

(委員)

多分これから10年といっても、途中でオリンピックがある。なので東京をはじめ、この東京近県は、相当な勢いで変わっていくのだろうと思うので、そういう意味で、東京都の区域マスの原案の中で、あまり抽象的で読み取れないようなところというのを、少し区のマスタープランでメリハリをつけて、早めに主張しないとイケないのだろうと思っている。ちょっと私が気づいた点だけ、キーワードで申し上げますと、先ほどの別綴の57ページに、赤羽、十条、東十条、王子、それぞれの説明文があるが、この中で区レベルで、こういう言い方でブレイクダウンしていくと、果たしてこれで読み取れるのかなというのが一点、西が丘などにスポーツ施設で相当なものを所有していながら、ここには言葉として出てきていない。しかしこれは文化、教育の範疇だと思えばいいので、区のマスタープランのなかでは、スポーツ施設をぜひ、きちり位置づけてほしいということと、それからバリアフリーである。他のエリアでは相当バリアフリー、それから駅周辺のユニバーサルデザインという表現もあるが、ここには残念ながら無い。北区はご案内のとおり地形の起伏に富んでいるので、そういったバリアフリー的なことも区のマスタープランの中では、きちり位置づけてほしい。これは要望である。

(会長)

ただ今、最後にご要望を具体的におっしゃっていただいたので、これは区のマスタープランを作る際にぜひ参考にさせていただきたいということと、もう一つタイミングの問題として、今の想定しているスケジュールで本当にいいのかというようなことも、問題提起をいただいたので、ぜひ区の方で検討していただきたいと思います。この原案に関しては特に問題はないのではないかとのご意見だと思ふ。他にいかがか。

(委員)

別紙の1の右側に、快適な都市生活と機能的な都市活動を確保し、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現というふうに書いてあるが、事業所は、住民とは違って企業住民と呼んでいる。住民の皆さんが暮らしやすいのはもちろんだと思っているが、この計画が進んだ後も、企業住民として、また事業所として、街中で工場を営んでいくのだが、それは今まで通りに生活ができるというか、事業を継続していけるのかどうか。住民が暮らしやすくなるのと共に、事業所が住みづらくなっていくというのが常で、ぜひ暮らしの中にも調和のとれたまちづくりを実現していただきたいと思います。これは意見である。

(まちづくり部参事)

今回の区域マスタープランをさらに具体化するものというか、地域レベルのマスタープランとして、私どもの方で策定している北区都市計画マスタープランの中では、確かに北区は産業の街でもあったわけで、この間製造にかかわる工場等はほとんど移転をってしまったということから、創造の拠点という位置づけをして、非常に大切にしている。ただ、さまざまな土地利用の変遷によって、地域全体の用途地域が、工業だったものが複合地域に変わって行ってしまふ。そうした中で、工業を営んでいる方々に圧迫感というか、支障をきたしているということは十分把握している。そうした意味からも、特に用途地域の設定においては、単純に現状追認型という形の用途変更はしておらず、政策誘導をしていく、将来的にどのような街になっていくのかといったことを具体的に検討して進めている。従って、産業と住んでいらっしゃる方のバランスを図りながら、今後ともマスタープラン、あるいは具体のまちづくりの中で、しっかりと検討してまいりたいと思っている。

(会長)

他にいかがか。よろしいか。それでは、ただ今から東京都北区都市計画審議会第5条第3項に基づいて、採決を行いたいと思ふ。本議案について、原案のとおり区長に答申するということによろしいか。よろしいと思われる方は挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員の方に挙手をいただいたので、原案のとおり区長に答申するということにいたしましたと思ふ。

事務局においては今後の手続きをよろしくお願いしたい。

続いて、第220号議案「東京都市計画防災街区整備方針の変更について」、事務局から説明をお願いしたい。

(まちづくり部参事)

※第220号議案「東京都市計画防災街区整備方針の変更について」の説明を行う。

(会長)

ただ今の説明に関して、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

(委員)

北5の上中里地区について質問させていただきたいのだが、これは新規に追加された防災再開促進地区ということで、この地域が緑色に塗ってあるわけだが、同じく86号線、北4赤羽西地区もこのように塗っている。それぞれ測量等、この赤羽地域で進めていくわけだが、この上中里地区については、補助91号線が従前の計画というか考え方が残っていれば、明治通りから梶原の、堀船の方へ入った方が、前期計画として91号線の計画があったと思う。それで、それは何も進まないまま、この後期にあたる部分が今回このように緑で網かけされた。防災都市計画道路ということでは、そういう呼び方でこの場所を網かけするのは分かるのだが、それならば梶原商店街のところを網かけされていないのが、どうしてなのかなということを知りたい。

(まちづくり部参事)

今回、上中里地区を新たに設定させていただいた。27ページをご覧ください。27ページの、本方針を定めるにあたっての考え方である。その中の「(1)防災再開促進地区の指定の考え方」の③をご覧ください。事業、制度等の導入や都市計画の決定はなされてはいないが、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区。括弧の中では、都または区の長期計画、区の都市計画に関する基本的な方針に位置づけられており、かつ防災街区の整備に資する事業、制度等の導入または都市計画の決定を確実に見込まれることといった、非常に分かりにくいですが、これによって指定をしていく。今回の防災街区の地区に指定したということは、ここは非常に地域危険度が高く、将来的に木造密集地域の改善として、事業展開を図っていくべき地域だとしている。ここでしっかりと位置づけられているのは、都市計画道路だけである。ただ都市計画道路が、進めていくのかどうかというのは、全体像としてはまだ未定であるわけで、このエリアについては、延焼遮断帯として、91号も含めて街区の形成をしていきたいといったものである。現在、王子のグランドデザイン等の検討も行われているわけだが、これからつながる栄町地区、これらも密集地域でかなり稠密な場所であり、また北側の梶原銀座の周辺についても稠密な地域であるということは認識しているところである。まず今回このエリアについて指定をさせていただいて、まちづくりの熟度によって、それぞれ、拡張変更していくなりの手続きをとっていきたいと考えている。都市計画道路についても、今回の整備方針では、防災公共施設という形で、担保のあるものを位置づけるということが、まず基本にあるので都市計画道路としてそこを位置づけたというものである。

(委員)

そうすると、この地域で確定されているのが91号線ということであれば、91号の梶原の方まで網かけを伸ばしてもいいんじゃないかという考え方が起こり得るのだが、それはもう確定しているのか。それから90号線、これも整備されているし、この別刷りの最後のページに、123と数字が振ってあるが、2だけの部分ではなくて、これは先ほどの話にあった栄町の方の開発もこれから進むとすれば、2の矢印というのは明治通りを挟んでもう少し伸びていてもいいんじゃないかと感じる。90号線と91号線がクロスして、その部分が都市計画道路として決まっているわけだから、そこが網かけさ

れていてもおかしくないのではないかという考え方が起こるのだが、なぜ東京都は上中里三丁目の部分だけしか網かけをしないのか、ちょっと理解に苦しむ。ここを中心に、事業ないし整備が進んだ後には、これが四方へ広がっていくというようなことであれば、まずここは認めなければいけないのかどうか、今どんな判断をすればいいのかということを知りたい。それからもう少し言えば、上中里を登ってきて、古河庭園の一角に至る81号線というのが、今回、整備がなくなった。そういう意味では、91号線というのが、今後どういうふうに考えていけばいいのか。都市計画道路としては決定されているので、今後整備していかなければいけないという考えだろうが。その辺りが見えないから、住民も今後どうなっていくのか、そして前の計画からすれば、梶原から堀船側が前期の計画であったということだから、そこに線が引かれないというのは地域の住民としては理解に苦しむような気がするが、その辺の整合性を持った答弁をいただきたいと思う。

(まちづくり部参事)

ただ今のご質問の中身は、都市計画道路の位置づけについてと考えている。まず現在、東京都においては、都市計画道路の事業化計画を策定している。いま委員ご案内の、優先整備路線と言われるものだが、概ね10年間の間に優先的に整備していこうという計画道路である。今補助91号線、それから81号線がつながっているわけだが、第三次では優先整備路線には入っていない。都市計画道路ではあるが、優先整備路線には入っていない。それから、今後それはどうなるのかという話になると、今都区で事業化計画を策定しているが、その第四次整備路線の中で、どのように扱われていくかということが、まさに議論をしているところである。そんな中で、防災再開発促進地区に位置づけて、その都市計画道路の扱いをどうしようかという話である。正直申し上げて、その都市計画道路の進捗と、防災街区の整備方針の中の道路の取り扱い方が若干異なっている。確かに拡幅しなければなかなか防災街区もできない、だから都市計画道路も進めるのかと言うと、ちょっと答弁に詰まるところもあるが、その辺については、この全体像を見ながら、防災街区の整備方針も、都市計画道路の進捗等に合わせながら進めていくということと考えている。ただ、委員がご指摘の点について、確かに矛盾があることは承知しているところである。

(委員)

これから計画で整合性を見出していくのだろうが、現時点で矛盾のあるものに対して、この審議会で答申に対してうんと言えというのは、理解できないからちゃんと説明してくださいと申し上げているのだが。私としたら、堀船の91号線の方まで網がかかっているのが普通かなと思った。それから90号線の拡幅も含めて言うならば、よく見ると、この網かけは90号線にはかかっている。しかも梶原あたりの三角の地域、整備するまでもない、そんなに密集していないのだけれども、この辺りがなぜかかっているのか、私は東京都の網かけの仕方がよく理解できない。

(まちづくり部参事)

この都市計画道路については、この防災街区整備方針と同じように考えていくというのが筋だろうと考えている。そういう中であって、防災街区整備方針が先行して部分的に都市計画道路を広げていくことと、全体像の整備を示していくことは、ちょっと考え方が違ってくるかなと思っている。いずれにしても、この都市計画道路の事業の進捗に合わせて、当然この街区整備方針も進めていくものと考えている。それから90号線については、現道がある。遮断帯としての形成は一応あるということなので、切れ目のと

ころで指定をしている。都市計画道路について扱いは留意する必要があるが、都市計画道路が一定程度の方向付けがなされた時に、今回の防災街区の整備方針が加速するものと考えている。

(委員)

91号線の前期の計画は生きていないのか。いつ無くなったのか。前期の計画が生きていないのであれば仕方ない。これでここから始めましょうという話なので、納得するしかない。

(防災まちづくり事業担当副参事)

私から、都市計画道路というよりは、地域危険度の観点からお話をさせていただきたいと思う。地域危険度についてであるが、委員ご指摘の91号線をずっと北側に行くと堀船三丁目という地域があって、地域危険度が4で、委員ご指摘の通り、防災上良好な地域かと言えば、決してそうではない。ただ、この上中里三丁目の周辺というのは、王子の方へ行くと栄町とか、ここも大変密集したところで、ただ、こちらについては地域危険度が3であると。それで上中里三丁目については地域危険度が5である。5というのは、東京の町丁目が5133あるそうで、その中で上位1.6パーセントに入るのがこの5になるということで、これは5の所は何かしなければいけないですねということで、委員がおっしゃる通り、まずここを起点に、それで実際事業をやってまちづくりを進めるときには、更にその周辺の所にも、取組みの手を広げていくといったことが必要かと思う。委員のおっしゃる通りで、まず高いところを起点に、そういったところに広げていくようなまちづくりを、今後進める一つのきっかけということで、今回防災街区の整備方針に位置づけるというご理解でお願いしたいと思う。

(委員)

もしそうならば、私は堀船の地域も一緒に網かけすべきだという考え方である。それにしても、81号線の平塚神社までのところが、計画が1つ無くなった。そういう意味で言うと、ここも無くなる可能性もあるのかなとか、いろいろ考えたりする。なので、何でここだけなのかというのは最後まで疑問に持ちながら、答申に対してどういう答えを出せばいいのか、保留にさせていただくか、自分も悩むところである。区としてここをそういう場所にしたいということで決めて、東京都に打診して、それが下りてきたのか、東京都が決めて、このように示してきて、北区もその通りだということか、それだけ教えていただきたい。

(まちづくり部参事)

私の方の説明が少し不足していたようである。まず都市計画道路である。確かに委員が言われる通り、前期事業化路線、後期事業化路線といったものが、平成16年以前はそのようなお話であった。それで第三次の時に、優先整備をしていくという路線から外れているが、都市計画道路は位置づけられている。それで今回第四次が28年度から10年間の計画として出るわけだが、この中でこれがどのように位置づけられるかということは、また優先整備路線という形でお示していくことになるかと思う。ただ、81号線が無くなったとかいうわけではなくて、優先整備路線の指定から外れたと捉えているが、決してこの都市計画道路が無くなるということではなくて、選択と集中という形で事業化路線を決めていくので、その中で整備をされていくものと思っている。

(会長)

ありがとうございます。他の方はいかがか。

それでは採決に移ってよろしいか。東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決を行う。本議案について、原案のとおり区長に答申することに賛成の方の挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

(会長)

挙手多数であるので、原案のとおり決定するというにさせていただきますが、委員から貴重なご意見をいただいたので、十分に参考にさせていただきたいと思う。事務局の手続きをお願いしたい。

それでは次は報告事項である。「東京都建築安全条例の規定による区域指定について(西ヶ原一、三、四丁目地区)」について、事務局から説明をお願いしたい。

(防災まちづくり事業担当副参事)

※報告事項「東京都建築安全条例の規定による区域指定について(西ヶ原一、三、四丁目地区)」の説明を行う。

(会長)

それではただ今の説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いしたい。

(委員)

一点だけ確認をお願いしたい。3ページの5の所で、地域からの意見が出ているが、これを基にして、特定整備路線の区間、谷田川通りから本郷通りまでの区間の整備が完了したという前提のもとに、将来的な話になるが、その時においても、この時の回答というのは同じ考え方を維持するのか、それとも新たな考え方を今後提示していくのか、区としての現状の考え方を示していただきたい。

(防災まちづくり事業担当副参事)

谷田川通りからの本郷通りまでの都市計画道路の事業化のタイミングといったところのご質問かと思う。区としては、今回特定整備路線の区間からは除外となったが、都市計画道路としての必要性というのは十分認識しており、実施に向けた検討というのを重ねていく必要があると認識している。それで実際どのタイミングかという、その青い線の特定整備路線の区間が終わった後なのかどうなのかということについても、そういったことを含めて今検討がされている第四次の区間の選定の中で、まずは一つ検討になって明らかにしていくものかなと考えている。

(会長)

よろしいか。他にいかがか。

それでは本件は報告事項ということなので、審議会として報告を承ったということにさせていただきますと思う。

以上で本日予定していた案件は全て終了したが、何かこのタイミングで関連のご発言等はあるか。事務局から何かあるか。

それでは以上をもって私の司会は終わりとさせていただいて、マイクを事務局にお返しする。



## 6. 閉 会

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご審議を賜りましてありがとうございました。貴重なご意見、ご要望等いただいているので、事務局としても十分に参考にさせていただきたいと思う。

本日はこれをもって閉会とする。お疲れ様でした。ありがとうございました。